

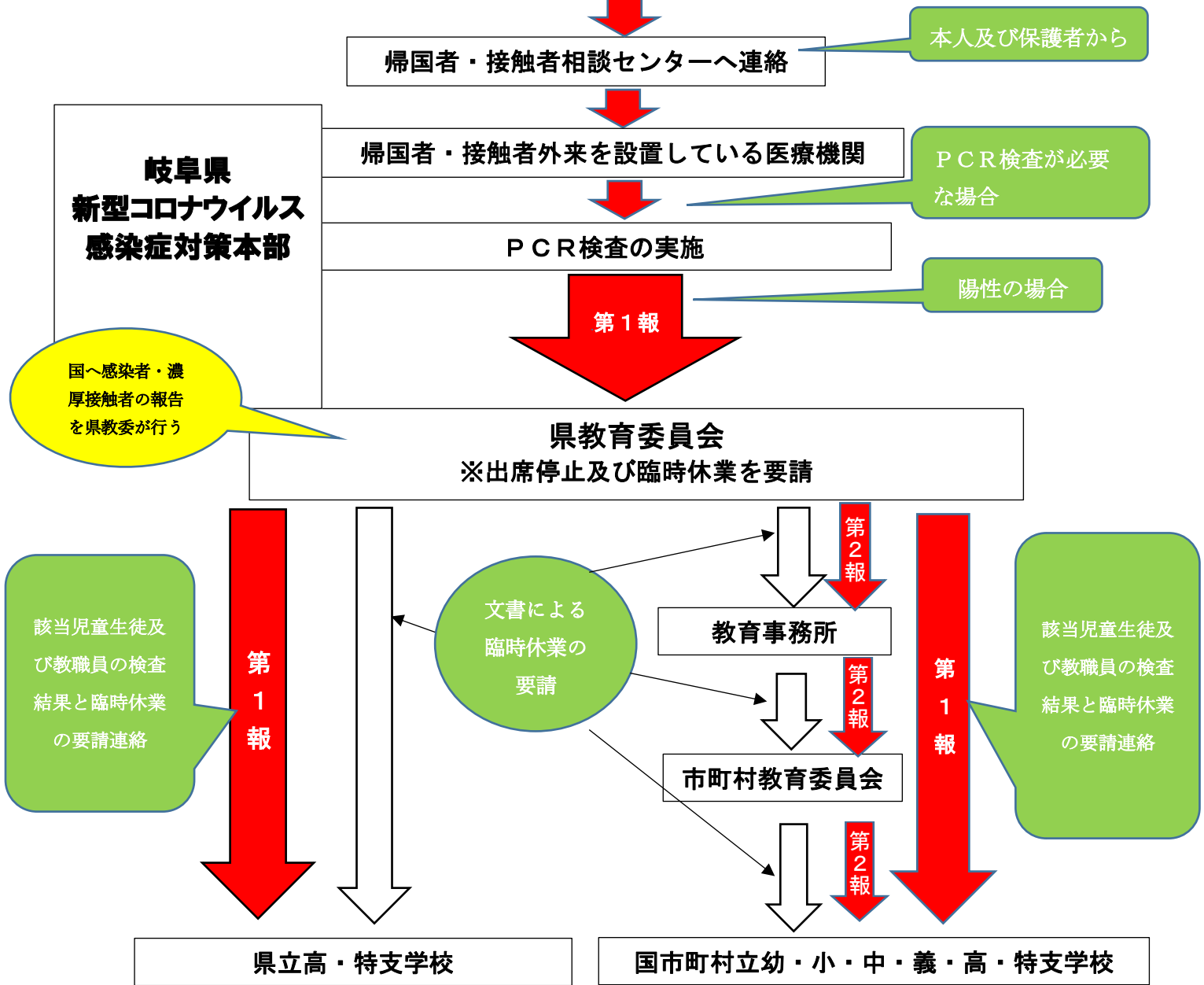
# 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応（1）

～岐阜県フローチャート（R2. 2. 25現在）～

## 1 【発生情報の学校等への連絡 及び 学校ではじめて発生した場合】

児童生徒及び教職員に次の症状がある場合

- ◇ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
- ◇ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

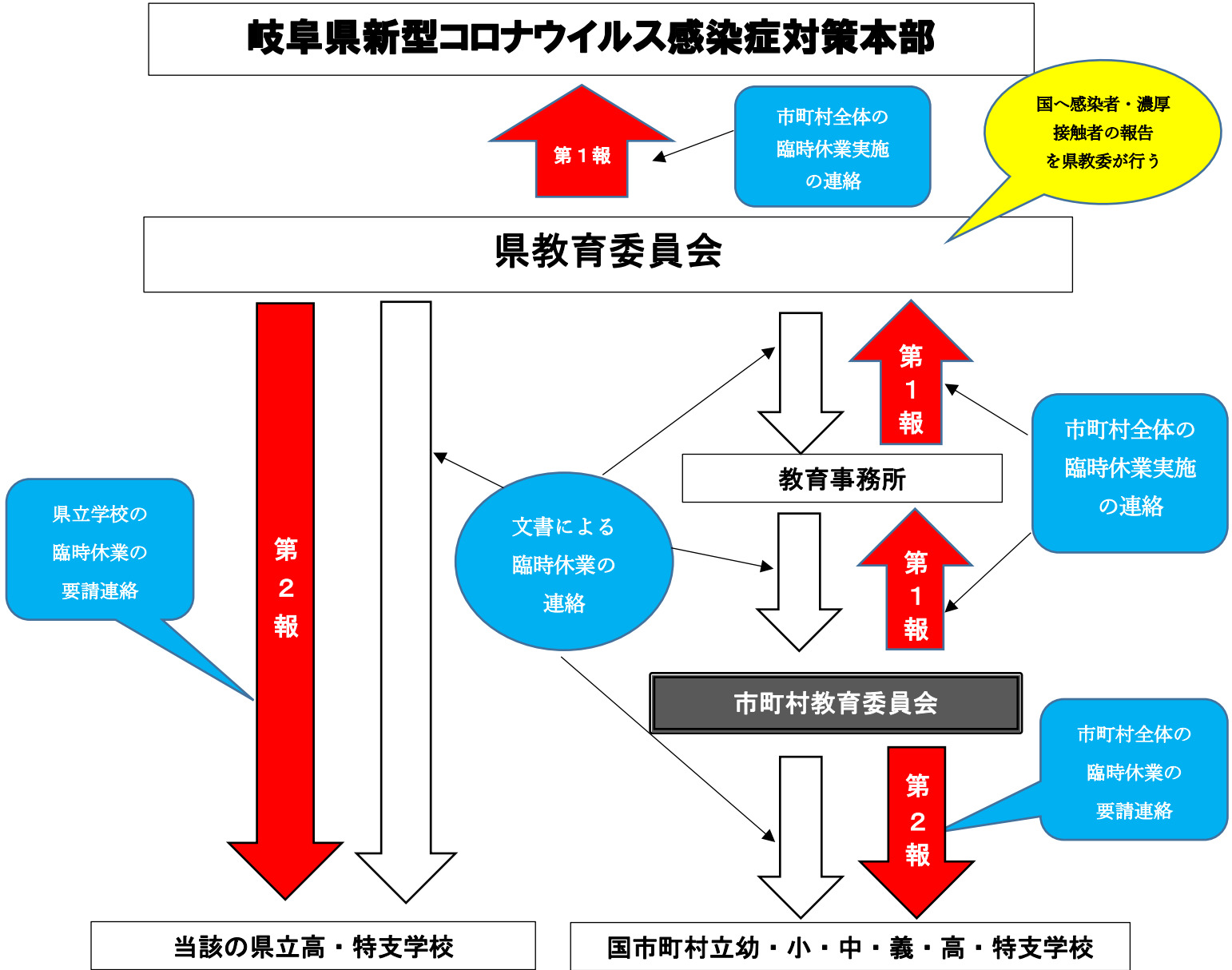


※国への新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等又は感染者の濃厚接触者の報告は県教育委員会がまとめて行う。

# 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応（2）

～岐阜県フローチャート（R2. 2. 25現在）～

## 2【地域（市町村）全体で感染拡大抑制を目的に臨時休業を行う場合】



※国への新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等又は感染者の濃厚接触者の報告は県教育委員会がまとめて行う。